

Title	『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証(二)
Sub Title	"The Guide-Book of Keio-gijuku 1868" (芝新銭座慶応義塾之記) (II)
Author	中山, 一義(Nakayama, Kazuyoshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1968
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.2 (1968. 9) ,p.1(173)- 31(203)
JaLC DOI	
Abstract	<p>『芝新銭座慶応義塾之記』には、(一)「慶応義塾之記」、(二)「規則」、(三)「食堂規則」、(四)「入社規則」、(五)「日課」、(六)「塾平面図」、(七)「中元祝酒之記」という七種の文書が収められている。前号(「史学」第四十巻第一号、昭和四十二年七月刊)では、(一)について若干の考証をしたので、本号では(二)から(五)まで、次号では(六)と(七)を順を追って吟味してゆく。出来るだけ資料を生かし、ていねいに判り易くという方針で吟味する。</p> <p>The guide-book, published in 1868, has seven articles: (1) The organization and aims of Keio-gijuku, (2) Rules of school life, (3) Rules of the dining-hall, (4) Entrance procedure, (5) The schedule, or a course of study, (6) The map of the campus, (7) The account of the 'Chugen' festival. The first article of them had already been examined last summer in the 'Shigaku', Vol. XL., No. 1. In the present thesis I will make an inquiry into the articles from 2 to 5. In these articles we find one of the early and typical examples of equal rights and duties of the members of Keio-gijuku, independent school economy without governmental aids, the selfgovernment of school life, entrance and tuition fee, school expenses, European style curriculum, methods of teaching and learning, text-books and teaching staff in the private school of early Meiji Japan. On those days of one hundred years ago the great traditions of Keio-gijuku were created.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19680900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証(二)

中山 一 義

『芝新錢座慶応義塾之記』には、(一)「慶応義塾之記」、(二)「規則」、(三)「食堂規則」、(四)「入社規則」、(五)「日課」、(六)「塾平面図」、(七)「中元祝酒之記」という七種の文書が収めてある。前号(「史学」第四十卷第一号、昭和四十二年七月刊)では、(一)について若干の考証をしたので、本号では(二)から(七)まで、次号では(六)と(七)を順を追って吟味してゆく。出来るだけ資料を生かし、ていねいに判り易くという方針で吟味する。

「規則」と「食堂規則」と

まずこの二つの規則をまとめて考証する。これらの規則が、どうして作られ、どんな役割を果たしたかを、十二分に説明してくれる資料がある。それは晩年の福沢が三十年の昔を追想した『福翁自伝』中の記事であつて、維新戦争の直後、社中相談の上これを作つて実施したいきさつを生々と描写している。(当用漢字新カナ使いで読み易いので、「慶応通信版」から引用する。以下同じ。)

ソレはソレとして、また一方から見れば、塾生のしまつにはまことにほねがおれました。戦争後意外に人の数は増したが、その人はどんな種類の者かというに、去年から出陣してさんざん奥州地方で戦つてようやく除隊になつて国には帰らずに鉄砲を捨ててそのまま塾に來たというような少年生がなかなか多い。中にも土佐の若武者などは長い朱ぎやの大小を

さして、鉄砲こそ持たないが、いまにも切つてかかるうというような恐ろしい顔色をしている。そうかと思うとその若武者が赤い女の着物を着ている。これはドウしたのかというと、会津でぶんどりした着物だといつていばつてゐる。実に血生臭いこわい人物で一見まず手のつけようがない。ソコで私は前申すとおり新銭座の塾を立てると同時に、きわめて簡単な塾則をこしらえて、塾中金の貸し借りはいつさいあいならぬ、寝るときは寝て起きるときは起き、食うときには定めぬ時間に食堂に出る、それから落書きいつさいあいならぬ、壁や障子に落書きを禁ずるはもちろん、自分所有のあんどんにも机にもいつさいの品物に落書きはあいならぬというくらいの箇条で、すでに規則をきめた以上はソレを実行しなくてはならぬ。ソコで障子に落書きしてあれば私は小刀をもつてそこだけ切り破つて、この部屋にいる者が元のとおり張れと申しつける。それからあんどんに書いてあれば、だれのあんどんでもかまわぬ、その持主をとがめると、ときとしてはその者が「これは自分でない、人の書いたのです」と言つても私は許さぬ。人が書いたというのは言いわけにはならぬ、自分のあんどんに落書きされてソレを見ているというのはばかだ、ばかの罰にそうそう張り替えるがよろしい。落書きしたあんどんは塾にはおかぬ、破るからアトを張つておきなさいというようにして、寸毫も仮さない。いかに血生臭い若武者がなんと言おうとも、そんなことを恐れていられない。ミシミシやつつけてやる。名は忘れたが、ふと見たところ桐のまくらにいかがな落書きがしてある、「コレヤなんだ。めいめいの私有品でも落書きはいつさいあいならぬといつたではないか、どういうわけだ、一句の返答もできなからう。このまくらには私は削ずりたいけれども削ずることができない、ぶちこわすから代りを取つてきなさい」と言つて、そのまくらを取り上げて足で踏みつぶして、サアどうでもしろ、つかみかかつてくるなら相手にならうといわぬばかりの思惑を示したところで決してかからぬ。全体私はからだは少し大きい、ほんとうは柔術もなにも知らない、生れてから人を打つたこともない男だけれども、その劍幕はドウも打ちそうなつかみかかりそうな気色で、口のほらでなくしてからだのほらで吹き倒した。ところが皆小さくなつて言うことを聞くようにな

つてきて、ソレでマア戦争帰りの血生臭いやつもおのずから静かになつて塾の治まりが付き、その中にはほんとうなおとなしい学者風の少年も多く、至極勉強してますます塾風を高尚にして、明治四年まで新銭座にいました（一八九一—一九〇頁）。

この福沢の思い出話を読んだ上で、「規則」と「食堂規則」との内容を一つ一つついでいねいに吟味していくと、その意義がわかるばかりでなく一段と興味が湧いてくる。

まず、「規則」から見えてゆく。はじめに、「会社人々務テ義塾ノ学問ヲ盛ニセンヲ欲シ、其風習ヲ整肅ニセンタメ、則チ決定スル所ノ紀律左ノ如シ」とあつて、義塾の学問を盛んにし、学風を整えることが「規則」を作つた目的で、そのために、以下十数項目の紀律を定めたから、会社のメンバーたるものはつとめてこれを守つて欲しい、とあり、「規則」の一番最後のところには、「右ノ条々相守、若シ不便ノ事アラバ、互ニ商議シテコレヲ改ムベシ」とあつて、実施してみても、若し不都合の点があつたならば、話し合つた上で改めよう、といつたかなりデモクラチックな調子がそこに見られる。

紀律の項目を見ると、まず「眠食都て清潔ヲ心掛ベシ」とあつて、みんなが心掛けて学塾内の衣食住の生活を清潔なものにしよう、ということからはじまつて、次に、知友交際の気まずさいざごさはとかく金銭のことから起りがちだから、「金銀ノ貸借ヲ禁ズ」ることにし、塾内の用心安全を確保するために、「門ノ出入ハ夜五ツ半時ニ限ル」ことに定め、他人の勉強や安眠のさまたげになるから、「夜中音読ヲ禁ズ」ることを定め、団体の生活の基本ともいふべき起床については、「毎朝早起、夜具ヲ片付、私席ヲ掃除スベシ」と定め、楽書は人柄の卑劣や生活のゆがみの現われであるから、公の物は勿論たとえ私物でもこれを認めず、「戸障子、壁、其外銘々の行燈へモ楽書一切無用タルベシ」と定め、塾外部の人々との接触交渉の乱れは、やがて塾内の紀律の乱れの因であるから、「表長屋ノ窓ヨリ物ヲ買ヒ、或ハ往来ノ人ト談話スベカラズ」と定め、当時は維新戦争の直後のことでもあり、塾生はほとんど武士で刀をもつていたので、その取りあつか

いに細かい心づかいが必要とされたから、「社中ノ人ハ元来文ヲ事トスルモノナレバ、何等ノ事故有トモ、抜刀不致ハ勿論、仮令ヒ刀ヲ拭候節モ、私席ニテ無用タルベク、必塾中ノ執事へ相届、講堂ノ傍人ナキ所ニテ鞘ヲ脱スベシ」と定め、塾内において塾外の知人などと面会するときの心得を説いて、「外人へ応接ハ、必ず応接ノ間ニ於テスベシ。或ハ知己学友等不得止向ハ、私席へ按内イタシ不苦トイヘドモ、鄰席ノ妨相成ベクニ付、遠慮スベキ事」と記し、塾の使用人以外のものの出入を一切許さぬ方針を明らかにして、商人などに用のある際の心得を説いて、「塾中出入ノ商人等へ要用有之節ハ、食堂ノ上リ口ニテ其用ヲ弁ズベシ。都テ塾僕ノ外、下人ハ一切塾中へ入ルベカラズ」と記し、塾生各自の私席の安静を確保するため、私席と講堂との使用目的をはつきり分けて、「講読、会読、素読、一切講堂ニ於テシ、私席へハ可成丈互ニ近ヅクコトナカルベシ」と定め、講堂の掃除の当番の割りふり、掃除の個所や方法ならびに塾僕との分担等については、「講堂ノ掃除ハ三人ヲ一組トシ、一週日ノ間是ヲ引受、終レバ次ノ組ニテ又一週日ヲ引受ベシ。但シ、講堂ノ掃除トハ、毎朝払暁ニ窓戸ヲ開キ、塵払ニテ障子其外ヲハタキ、帚ニテハキイダシ、晩ハ又窓戸ヲ閉ズル事ナリ。椽側其外ヲ拭ウ事ハ塾僕職分ナリ」と定め、抄外のため来客受付の掛りを割り当て、「外人応接ノ為、毎日一人ツツ順番ヲ立、応接ノ間ニテ書ヲ読ミ傍ニ其用ヲ便ズベシ」と定め、最後に、外宿の通学生には、日課を終つた直後の掃除を割当て、「会読、講義、素読終レバ直ニ掃除スベシ。但此掃除ハ外来ノ社中ニテ引受クベシ」と定めている。

次いで、「食堂規則」を吟味する。本文を見る前に、石河幹明著『福沢諭吉伝』第一巻に載っている須田辰次郎の談話を参考までに抜萃してみる。

○食堂の新設 新錢座の塾の教場は僅に三室、誠に狭小なる割合に、食堂は頗る広く、幅二間長さ五六間もあり。板間にテーブル、ベンチを備へ、別に膳棚の設けあり。食事の撃柝を聞くと、全塾生同時に食卓に就き得る程なり。他の塾舎内に別に食堂の設備ある者は殆ど皆無、何れも一堂内に起臥し、読書も食事も弁じ、不潔混雑なるは書生部屋一般の有様なるに、食堂として斯る大室を備へたるは蓋し慶応義塾を以て嚆矢とするならん。

○賄の仕方 而して塾より給する賄は米飯と香の物だけにて副食物は自弁なり。副食物は食堂に各人の木札ありて需要者の食券となし、之を賄所に持行き副食物と交換して、食堂に至り食事をなし、賄方之を記帳し置きて、月末に代価を請求することとなり居たり。

○副食物の相場 副食物の代価は朝五分、昼と晚とは一匁宛（一匁の六十分の一）の均一にて高きものにはあらざれども、僅か一二銭のものも儉約するものもありたり。或は市中にて塩鮭の切り身、或は煮豆、煮しめ、或は新漬の香の物を買ひ来る者もありたり。

○食堂の秩序 新銭座時代には食堂時間の定めなきにあらざれども、飯と香の物とは昼夜とも食堂に置かれ、食事に後れたるものは何時にても勝手に取り得る事となれり。又勉強も就眠時間の制限なく徹夜する者もありて、夜半空腹を覚ゆる時は食堂の冷飯を焚きかへして竊に食ふものあり。又醬油は瓶に入れ柄杓をつけて食堂に置き人の使ふに任せたり。飯は常に食堂に備へある事と聞き知りてか、食盗賊に来る者ありと見え往々貯へ置きたる副食物の紛失することありて訝り居りしに、或時童子局に一人の大人の寝ね居たるを発見し、捕へて見れば知る人もありて大に憤慨し、同藩のつらよごしとて蹴り打擲して之を取調べしに、毎夕大小を帯し袴を着け塾生に紛れて寮内に入り、大小は袴に包み玄關の傘棚に上げ置き、夜半食事して翌朝又袴を着け大小を帯び塾生に混じて帰り去ること度重なりて横着になり、遂に寝込み居りたることゝ分り、其藩へ引渡したる事あり。

右の記事で、当時の様子はほぼわかる。食盗賊の件によつて推察されるように、かなり大まかであり、食生活にはこせこせしていないことがわかるが、規律はかなりやかましかつたことも見のがしてはならない。規則の全文を左に記す。

一 食事ハ朝第八時昼第十二時夕第五時ト定ム。

但シ日ノ長短ニ從テ次第ニ其差アルベシ。

一 食事ノ報告第一柝ヲ聞テ各々用意シ、第二柝ヲ聞テ食椅ニ就キ、第二柝ヨリ食終ルマデ西洋一時ヲ限トス。此時限ニ後ル、者ハ其次第食堂監ヘ申出ベシ。但シ期ニ後レテ食スル者ハ食後自分ニテ掃除スベシ。

此掃除トハ自分ノ用ヒシ食椅并ニ其辺ノ汚穢ヲ払ヒフキンニテ拭フ事ナリ。

一 自席ニテ飲食スルヲ禁ズ。飲食ノ器ヲモ坐右ニ置ベカラズ。

一 三度常食ノ外私ニ食堂ニテ飲食スルモノハ必ズ其跡ヲ掃除スベシ。

一 日曜日ハ業ヲ休ミ、午後第二時ヨリ食堂ニテ飲食勝手次第、但シ大酒ヲ用ヒ妄ニ大声ヲ発スルハ嚴禁ナリ。

一 食椅ヲ食堂外ヘ持出シ、或ハ他ノ用ニ供スベカラズ。但シ読書正坐ニ倦ミ、暫食椅上ニテ書ヲ読ム事ハ不禁。

一午後晩食後ハ木ノボリ玉遊等「ジムナスチック」ノ法ニ従ヒ、種々ノ戯イタシ、勉テ身体ヲ運動スベシ。右之条々相守、若シ不便ノ事アラバ互ニ商議シテ是ヲ改ムベシ。

以上で「規則」と「食堂規則」との吟味を終るが、双方を通じて、きちんと正さうという気持と大まかなゆつたりした調子とが融和し、しかも、時としてかゆいところに手のとどくような血の通つたところもあり、ほほえましくなるようなところもあるのは、福沢を中心とする当時の社中の人柄のせいであろうか。

「入社規則」

新錢座移転前に、結社の事実があつたというはつきりした証拠はないが、結社への意欲があつて、着々準備していたらしい証拠があり、これは認めざるをえない。しかし、鉄砲洲時代の「姓名録」には「入門」「入塾」の文字記入はあるが、「入社」はなく、「入社」という文字は新錢座時代になつてはじめて現われるから、結社は正式には新錢座時代と認めねばなるまい。

「慶応義塾会社」又は「慶応義塾同社」という文字を誌した文書がいくつか残っているが、語義から見ると、多人数が集つて事を共にする者を「社」と言い、「会」は集合の意味、「同」は事を共にするの意味である。したがつて、「会社」は団体、「同社」は仲間、というほどの意味で、「入社」はその共同事業を謀る社に仲間入りするという意味である。慶応義塾会社は「慶応義塾之記」の劈頭の文句にあるように、「洋学ニ従事スル」ことを目的とする者の集りで、この目的を達するために「義塾」という学問講究の機関を設ける。「今爰ニ会社ヲ建テ、義塾ヲ創メ」という文句がそれである。そういうわけで、入社したものは亦入塾して洋学の勉強に従事するのが順序である。学問の相当進んだものは、自分の学問を続ける傍ら、教授の員に加つて後進生に教えて、給料をもらう。このような仕組は半学半教と呼ばれ、一方において

「姓名録第一」の定(写真A)

定

一 會社に入社する者其入社
 金は兩下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

廣應義塾會社

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (二)

「姓名録第一」(写真B)

本人姓名	及為教太	
生國	三河三河	
住所		
主人姓名 <small>己ノキ者ハ 候主ノ姓名</small>		
父或兄弟姓名 <small>親ノ姓名 兄弟ノ姓名</small>	及為教太	
年齢	十六	
社中入名月日	四年日月十号	
入塾證人姓名印	林之助	

「姓名録第二」の定(写真C)

定

一 會社に入社する者其入社
 金は兩下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

一 入社し兩下相納す金未
 納すは、入社し毎月金未納
 下相納す

廣應義塾會社

(一七九)

七

義塾の財政の不足を補い、他方本人にとつては学費の足しにもなつた、という一挙兩得の制であつた。資金がないから、このような遣り方を採用して、少い金でより大きな効果を挙げようとしたのである。入社したものを「社中」と呼んだが、「中」とは「外に対する内」の意味で、「社中」とは同志とか仲間のことである。社中の物心両面さまざまの形の協力なくしては、立ち行かなかつたのである。金あるものは金を出し、智恵あるものは智恵を出し、力あるものは力を出して「義塾」をもり立てて行かなければならなかつたのである。このように見てみると、「義」は公共のために何かを捐てるの意味と解すのが、最も適当で、まさに社中協力を成る学塾が「義塾」の本義であろう、と考えられる。

以上で、ほぼ「入社」という意味はわかつたが、入社するに當つて一定の式を設けている。それが「入社規則」である。その全文は左の通りである。

一 会社ニ入ル者ハ其式トシテ金一両可相納事

一 入塾之節ハ塾僕ヘ金式朱可遣事

一 外宿之社中ハ毎月金式朱宛可相納事

一 入塾之証人ハ本人在塾中其一身之事故悉ク可引受事

慶応四年戊辰四月

慶応義塾同社

これは別掲写真Aの「姓名録第一」の劈頭に誌された「定」と同文である。それを讀むと、入社は一種の礼式と考えられていることがわかる。併し、式は式でもすこぶる儀式振らないもので、入社する者は入社金を納めて、「姓名録」に別掲の写真Bの如く、生国、住所、主人の姓名、父兄の姓名、年令、入社年月日、入塾証人の姓名印とともに記名をすればよい。入社金納入の趣旨を述べたものに『慶応義塾紀事』（明治十六年刊）中「會計之事」の一節がある。大事な事柄だから重複をいとわず引用してみる。「東脩トハ師弟一個人ノ間ニ行ハル可キ礼式ナレトモ、今ヤ衆教員ニシテ、教ル者ハ皆師ニシテ、学ブ者ハ皆弟子ナリ、或ハ塾中今日ノ弟子ニシテ明日同塾ノ師タルコトモアラン、東脩ノ名義甚ダ不適當ナ

レバ、改メテ之ヲ入社金ト名ケ、其金額ヲ規則ニ明記シテ、之ヲ納ルニ熨斗水引ヲ要セズトテ、生徒入社ノ時ニハ必ス金三円（筆者註、明治二年改訂の金額）ヲ払ハシムルコトニ定メタリ。当時世間ニ例モナキコトニシテ、且三円ノ金ハ甚タ多キニ似タレトモ、一ハ以テ輕躁書生ノ漫ニ入来ルヲ防ギ、一ハ以テ塾費ニ充ントスルノ趣旨ナリキ。」

慶応四年に金壹両だつた入社金は、翌二年には一挙に三倍になつてゐることは、右の説明でわかる。塾僕への金二朱は入塾の際の祝儀であり、外宿生の毎月納める金二朱は宮繕その他の雑費に当てるつもりであろう。入塾生には保証人の規定があり、新銭座に移つて慶応義塾を名乗つてからの（入社）姓名録には別掲写真の示すように、その記載欄まである。築地鉄砲洲の福沢塾時代の（入門）姓名録には見られないことで、大分やかましくなり、また整つて来た証拠である。

前記「入社規則」はその後改訂された。明治二年八月刊の『慶応義塾新議』に、（附録二を参照）

一 入社の様式は金三両を払ふべし

一 受教の費は毎月金二分づつ払ふべし 素読のみは三分づつ

一 盆と暮と金千匹づつ納むべし

但し金を納るに水引のしを用ゆべからず

一 此度出張の講堂は講書教授の場所のみにて、眠食の部屋なし、遠国より来る人は近所へ旅宿すべし、随分手輕に滞留すべき宿もあるべし

一 社中に入らんとする者は芝新銭座慶応義塾へ来り、当番の塾長に謀るべし

とある。これと同じ内容をもつものに、「姓名録第二」（別掲写真C）の「定」がある。これを読むと次のようなことがわかる。わずか一年の間に、入社金は三倍になり、前年にはなかつた受教の費というものが加つて、これが金二分（二両の半分）で、所謂月払の月謝を納めることになり、入塾の際塾僕への謝儀金二朱（一両の八分の一）であつたのが、塾僕へという名目は消えて、ただ盆と暮と金千匹（三田村鳶魚『江戸生活事典』一〇三頁「銭相場変動の跡」によると、明治

元年は一両は錢十貫七・八百文が相場ださうで、したがつて一匹が十文、百匹が一貫だから、千匹は十貫、金壹兩に近いことになる。づつ納めることに改められている。大阪の銀使いに対して、江戸は金使いだつたから、「入社規則」にはすべて「金何々」と書いてある。実際は金でないことはいうまでもない。

更らに、『慶応義塾新議』を読んでわかることは、明治二年八月頃には、入塾希望者が多くて、新錢座の塾舎や講堂が手狭になつたので汐留に出張の講堂を新設し、主として新入生を教えた(附録一、「日課」参照)。だから、新入社中で入塾できぬ者はその附近に宿舍をさがすようにすゝめている。又、入社希望の者は新錢座の塾へ行けば当番の塾長がいて受付けるから、それに相談するようにと書いてある。

ところで、受教の費(月謝のこと)は、慶応四年版の「入社規則」にその規定がないところを見ると、慶応四年四月開講の始めから月謝をとつていたのではなく、慶応四年四月以降明治二年八月以前のある時期に月謝制創設のことが問題になつたものと考えられる。この問題には二つの面がある。一つは、この制度を創設したものかどうか、するとすればその根拠如何ということ。二つには、その金額を何程にすべきかということ。明治十六年刊『慶応義塾紀事』中「會計之事」の項に、この問題の解説がある。第一の点については、

コノ(筆者註、維新のこと)騒乱ノ為ニ教員ノ者モ一時自己ノ生計(多クハ諸藩主ヨリノ給与)ヲ失ヒ、復タ如何トモス可ラズ。是ニ於テカ社中大ニ議ヲ起シ、古来日本ニ於テ人ニ教授スル者ハ所謂儒者ニシテ、此儒者ナルモノハ衣食ヲ其仕ル所ノ藩主ニ仰ク歟、若クハ出入ノ旦那ヨリ扶持米ヲ收領シ、或ハ揮毫シテ潤筆料ヲ取り、或ハ講筵ニ出頭シテ謝物ヲ受ル等、極メテ曖昧ノ間ニ心身ヲ悩マシテ、人ノ為ニ道ヲ教ヘタルコトナレドモ、今ヤ世界中ノ時勢ハ斯ル曖昧ナルモノニ非ズ、教授モ亦是レ人ノ勞力ナリ、勞シテ報酬ヲ取ル、何ノ妨アラランヤ、断ジテ旧慣ヲ破テ学生ヨリ授業金ヲ取ルノ法ヲ創造ス可シ。

と説明している。新しい労働観、金錢觀に基づいて、その上に近代的な授業料の制度を創設した経緯がこれでわかる。第二の点については、

扱毎月授業料ノ高ヲ定ムルニ当テ其標準ト為ス可キモノナシ、依テ案ズルニ当時ノ教員若干名、其一月ノ食費雜費ヲ概算スレバ、物価下直ノ時節、一人ニ付凡ソ四円ニシテ足ル可キ見込ヲ以テ、各教員平等ニ四円ツ、ヲ給ス可キ金額ト、塾ノ諸雜費トヲ共計シテ、之ヲ学生ノ數ニ割付レバ、一名ヨリ毎月五十錢（筆者註、二分のこと、即ち一兩の半分）ヲ収メテ過不足ナカル可シトテ、慶應義塾ノ授業金半円ナリト記シタルハ、本塾創立以來明ニ金ヲ取テ人ニ教ルノ始ナリ、当初ハ大ニ世間ノ耳目ヲ驚カシテ、或ハ人情ニ戻リシコトナラント雖ドモ漸ク習慣ヲ成スニ從テ又怪シム者モナク、爾後次第ニ物価ノ騰貴塾費ノ増加ニ從テ授業金モ亦増加シ、一円ヨリ一円五十錢、遂ニ二円二十五錢マデニ上リ、明治十二年改定シテ二円七十五錢ト為リ、今日（筆者註、福沢執筆當時は明治十六年）ハ則チ改定ノ法ニ從フモノナリ。

と述べている。これを読んでわかることは、月謝算定の基準になつたのは、教員の塾に寝泊りして読書勉学するに必要な最低線、即ち四円、内訳は食費と雜費だけの金額、これだけあれば勉強にさしつかえなしと見たのである。今仮りに学生百名として月謝五十錢で五十円、教員十名として一人四円で四十円、残り十円という計算になる。

『慶應義塾紀事』（明治二十二年版による）は經常収入と義塾の維持の困難について、左の如く述べている。

右ノ如ク入社金ヲ収メ、又授業金ノ法ヲ定メタレドモ、塾ノ會計ハ尚甚ダ困難ナリ、教員ノ收領スル所平等ニ四円ト定メタルモ、固ヨリ一時救急ノ法ニシテ、永久ス可キニ非ズ、此際ニ維新ノ新政治モ漸ク行ハレ、明治三四年ノ頃ヨリ都鄙ニ官立ノ学校漸ク起ラントスルノ勢ニシテ、官ニハ無限ノ資金ヲ費シ、教員ノ給料等モ固ヨリ豊ナルニ反シテ、私塾ニハ一錢ノ有余ナシ、唯我社中ノ熱心協力ニ由テ維持スルノミ。

学生の納入する金だけでは満足に維持はできないことは私学の宿命である。臨時に必要な金を一時に得るには特別の義捐がなければならぬし、經常の不足分をなくするには教員は安い給料で我慢してもらうよりほかに方法がなかつたらしい。社中協力はこのような形で行われていたのであり、実際にはこれによつて義塾は支えられてきたかのように見える。明治二十年頃までの模様を福沢は左のように記している。

本塾ノ教員タル者ハ如何ニ学力ニ逞シキ人物ニテモ、教場ノ事、庶務ノ事ヲ兼勤シテ其俸給ト名ク可キモノハ、一月五六十円ヨリ昇

ル可ラス。百円以上ノ月給ハ創立以來塾中ニ聞カザル所ナリ、故ニ一旦コノ教員ガ國中他ノ学校ニ聘セラル、トキハ、其月給本塾ニ比シテ二三倍以上ナルヲ常トス。畢竟其人物が本塾ヲ視ルコト故郷ノ如ク自家ノ如クシテ、其間ニ利益ノ情ヲ忘レタルモノナラン。

慶応義塾は創立以來三十年間に六千余人の者を教育して来たが、これが官立だつたら、毎年二三万円かかるとして、三十年間に経費は七八十万円を下るまい、ところが本来無一物の私学がそれだけのことを現にやつてきたのは、ひとえに人の同心協力のおかげである、其効はまことに大したものだ、と福沢は同じ文書(再版)の中で記している。

しかし人の同心協力はいかに大でも無限ではないことを思い知らされる時が来た。慶応義塾中の協力体制に变りはなかつたが、世の中の方が大きく变つて行つたのである。明治十年西南役後の社会上經濟上の変動で、殆ど士族であつたため、学生数が減り、従つて収入も減り、義塾は存亡の危機に遭遇した。(詳しくは「塾平面図」の項で述べる。)世の変動に应じて、塾も体制を改めねばならなくなつた。借金で切抜けようとして政府その他に手を尽したが徒勞に終り、結局自力で立直る策を建てたのが、明治十三年の「慶応義塾維持法案」である。従来の協力体制は三田の山で共同生活している者(これを「社中」と称した)だけでどうやらやりくつて来たものであつたが、いまや「社中」の觀念を拡大しなければならなくなり、塾の出身者、並びに出身者でなくても塾に関心をもつ人たちをも含めて、塾のために義捐をおしまぬ人たちを「維持社中」と称し、この「維持社中」の協力による新しい協力体制によつて危機を脱け出ようとしたのが、明治十四年の「慶応義塾仮憲法」である。經理運営の主体に質的变化が起つたことを認めなければならぬ。この新体制以前は何かと福沢に經濟的に依存していたかもしれないが、この時以降はややその形を脱したものである。「慶応義塾維持法案」を見ると、福沢他少数有志の義捐と学生生徒の納入金と教職員の低給与とだけで、一口に云えば、「瘦我慢」だけでは、維持し切れなかつた私学の宿命というものが正直に書いてある。「慶応義塾仮憲法」は明治二十二年に改訂されて、「慶応義塾規約」となり、現行のものプロトタイプが誕生したのである。マスプロ時代の今日更に手直しを要する

時期が来ているのかもしれない。(『慶応義塾紀事』に関する若干の考証 「史学」第三十九卷第一号参照)

「日課」

明治二年八月版『慶応義塾之記』に載っている「日課」(附録一参照)を、一年前の慶応四年版の『芝新銭座慶応義塾之記』に載っている「日課」(「史学」第四十卷第一号所収)と比べてみると、一年間に見違える程進歩している。この二つをタイム・テーブルに作つてみた。別掲の授業時間表A B C Dは、「日課」にない文字は全く使わないことを立前に、わたしが考案し、大学院修士学生中森東洋君に製図してもらい、わたしの長男に修正させたものである。

この時間割を見ると、いろいろなことがわかる。まず外観上すぐに気の付くことは「洋時制」と「週日制」とを使っていることであり、さらに講義は午前、会読は午后の時間に組んであり、なかなかうまくできている。ていねいに見て行くと、機械的によせ集めたのではなくて、考えが細部に行渡り、血がかよっていることがわかるが、この「日課」が実際どのように運営されていたものか、という疑問が湧く。ところが、この問いに答えてくれる資料がある。それは明治二年八月刊の『慶応義塾新議』の一節である。(附録二参照)

義塾読書の順序は大略左の如し。

社中に入り、先づ西洋のいろはを覚へ、理学初歩歟、又は文法書を読む、此間三ヶ月を費す。

三ヶ月終て地理書又は窮理書一冊を読む、この間六ヶ月を費す。

六ヶ月終て、歴史一冊を読む、此間又六ヶ月を費す。

右何れも素読の教を受く。これにて大抵洋書を読む味も分り、字引を用ひ先進の人へ不審を聞けば、銘々思々の書をも試に読むべく、むつかしき書の講義を聞ても随分其意味を解すべし。先これを独学の手始とす。且又会読は入社後三、四ヶ月にて始む。これにて大に読書の力を増すべし。

右の如く、三ヶ月と六ヶ月と又六ヶ月にて一年三月なり。決して此間に成学するといふにはあらず。勿論人々の才不才もあれども、大凡これまで中等の人物を経験したる所を記せしものなり。独見も出来、翻譯も出来、教授も出来、次第に学問の上達するに従ひ、次第に学問は六ツかしくなるものにて、真に成学したる者としては慶応義塾中一人もなし。恐らくは日本国中にも洋学既に成れりといふ人物はあるまじく、唯深淺の別あるのみ。

右文中注目すべき二三の事を挙げると、一年三月の速成で、あとは独学、これが平均的洋学学習のコースであると云い全く個人本位である。また、学問は進めば進むほどむつかしくなるもので、真に成学した者は慶応義塾にもいないが、日本中探してもいないだろう、唯学に深い浅いの差あるのみ、というあたりは、簡単な言葉で当時の洋学者の実力を伝えてゐる。さらに、三ヶ月とか六ヶ月に分けて学習段階を設けているが、これは軽々しく見過すべきではなく、この考えの中には、(一)学習すべき学科の体系、(二)学習の順序、(三)学習の方法、などが短かい言葉のうちにも、かなり明瞭に示されている。

明治二・三年頃福沢がいだいていた洋学校の役割やそこで学ぶべき学科の種類や学習の仕方については、右の「日課」と『慶応義塾新議』のほかに、『慶応義塾学校之説』という七千字ばかりの文章があつて、これが当時の福沢の考えをよく伝えている。「学校之説」と「洋学の順序」という二部から成り、前者は官私学校の得失を比較論評したもので、後者は『慶応義塾新議』中の前記の一節をさらに詳述したものである。要するに当時の福沢が述べているところは西洋の教育の歴史の上から見ると、リアリズム(実学主義)の色彩の加つたりベラル・アーツのカリキュラム論ということになるらしい。

別掲の図版EFGHは、慶応四年八月の「日課」と明治二年八月の「日課」に顔を見せる教授陣の調べであり、未定稿であるが、参考までに載せてみた。数学の教員荒井岩次郎のみは不明で、調べてはみたが今までのところ手掛なし、おわかりの方は御教示願いたい。童子局と汐留出張所は割愛するつもりであつたが、出来上つたので載せてみた。空白のここ

るは、いろいろなことを考えさせられて、おもしろい。今日とは異り、当時は学習は個人本位で、学級や学年もなく、卒業の制の如きも明治七年まではなかつたことを、頭において、日課表は見なければならぬ。

慶応四年芝新銭座慶応義塾「日課」(図版A)

曜日		時間	
火	月	第九時〜第一〇時	コルネル氏ハイス クール 地理書素読 小幡篤次郎 ペイトルパルレイ氏 万国歴史素読 永島貞次郎 スミス氏 窮理初歩 村上辰次郎 文典素読 小幡甚三郎 松山棟庵 小泉信吉
		第一〇時〜第一一時	クワッケンボス氏 合衆国歴史講義 小幡篤次郎
		第一一時〜第二一時	
		第二一時〜第二二時	
火	月	第一時〜第二時	クワッケンボス氏 窮理書講義 村上辰次郎
		第二時〜第三時	コオミング氏 人身窮理書会読 松山棟庵
		第三時〜第四時	パルレイ氏 コモンズスクール 万国歴史会読 小幡甚三郎

『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (二)

土	金	木	水
同	同	同	同
<p>ウェーランド氏 経済書講義 福沢諭吉</p>	<p>クワッケンボス氏 合衆国歴史講義 小幡篤次郎</p>	<p>ウェーランド氏 経済書講義 福沢諭吉</p>	<p>クワッケンボス氏 合衆国歴史講義 小幡篤次郎</p>
<p>クワッケンボス氏 窮理書会読 永島貞次郎</p>	<p>パルレイ氏コモンズスクール 万国歴史会読 小幡甚三郎</p>	<p>クワッケンボス氏 窮理書講義 村上辰次郎 コオミング氏 人身窮理書会読 松山棟庵</p>	<p>クワッケンボス氏 窮理書会読 永島貞次郎</p>

土	金	木	水
同右	同右	同右	同右
同右	同右	同右	同右
ウエーランド氏 脩心論講義 福沢諭吉	同右	算術稽古 荒井岩次郎	ウエーランド氏 脩心論講義 福沢諭吉
クワッケンボス氏 小本会誌 阿部泰造 小泉信吉	クワッケンボス氏 小本会誌 阿部泰造 小泉信吉	文典会誌 久米養輔 海老名晋	クワッケンボス氏 小本会誌 阿部泰造 小泉信吉
ピンノック氏 小幡甚三郎	ピンノック氏 小幡甚三郎		
クワッケンボス氏 永島貞次郎	クワッケンボス氏 永島貞次郎		
合衆国歴史会誌 松田晋齋	合衆国歴史会誌 松田晋齋		
ペイトルパルレイ氏 馬場辰猪	ペイトルパルレイ氏 馬場辰猪		
万国歴史会誌 藤野善蔵	万国歴史会誌 藤野善蔵		
ハイスクール 肥田鉉次郎	ハイスクール 肥田鉉次郎		
地理書会誌 木村且又	地理書会誌 木村且又		
クワッケンボス氏 阿部泰造 小泉信吉	クワッケンボス氏 阿部泰造 小泉信吉		
チャンプル氏 肥田鉉次郎	チャンプル氏 肥田鉉次郎		
各科小引書会誌 永田健之助	各科小引書会誌 永田健之助		
ペイトルパルレイ氏 木村且又	ペイトルパルレイ氏 木村且又		
万国歴史会誌 木村且又	万国歴史会誌 木村且又		
ハイスクール 木村且又	ハイスクール 木村且又		
地理書会誌 木村且又	地理書会誌 木村且又		
		テール氏 万国歴史会誌	

明治二年八月童子局「日課」(図版C)

金	木	水	火	月	曜日	時間
同	同	同	同	ペイトル 万國歴史 小泉信吉 雜書素読 海老名晋		第九時～ 第一〇時
						第一〇時～ 第一二時
						第一二時～ 第一三時
						第一時～ 第二時
						第二時～ 第三時
						第三時～ 第四時
						第四時～ 第五時
						第五時～ 第六時
						第六時～ 第七時
						第七時～ 第八時

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (二)

土	金	木
同 右	同 右	同 右
同 右	同 右	同 右

慶応四年「日課」教授方一覧(図版E)

氏名(別称)	担当	出身	入社日	(主人)又は保証人	年令	生年及び没年
福沢 諭吉	経済書講義	豊前 中津			三五	天保五年二月二日 (一八三五・一・一〇) 明治三四年(一九〇一)二月三日
小幡篤次郎 (篤二郎)	地理書素読 合衆国歴史講義	同右	元治元年 (一八六四) 六月	(奥平大膳大夫)	二七	天保一三年(一八四二)六月 明治三八年(一九〇五)四月一六日
村上辰次郎 (辰二郎)	窮理初歩 窮理書講義	肥後 熊本	同年 三月	(細川越中守)		

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (二)の上

小幡基三郎 (仁三郎)	文典素読 万国歴史会読	豊前 中津	同年 六月	(奥平大膳大夫)	二四	弘化二年二月五日 (一八四六・一・二) 明治六年(一八七三)一月二十九日 (於ブルックリン)
永島貞次郎 小幡貞次郎 (野本貞二郎)	万国歴史素読 窮理書会読	同右	同右	(奥平大膳大夫)		
松山 棟庵	文典素読 人身窮理書会読	紀伊 和歌山	慶応二年 十一月二十八日 (一八六七・一・三)	(紀伊中納言)	三〇	
小泉 信吉	文典素読	同右	同右	(同右)	二〇	嘉永二年(一八四九)二月三日 明治二七年(一八九四)二月八日

明治二年八月「日課」教授方一覽(図版F)

氏名(別称)	担当	出身	入社日	(主人)又は保証人	年令	生年及び没年
福沢 諭吉	脩心論講義	前出			三六	前出
小幡篤次郎	合衆国歴史講義 経済書会読	同右	前出	前出	二八	同右
永島貞次郎	合衆国歴史会読	同右	同右	同右		

小幡基三郎	經濟説略素読 仏国歴史会読	同右	同右	同右	同右	二五	前出
小泉 信吉	小本 合衆国歴史会読	同右	同右	同右	同右	二二	同右
阿部 泰蔵	窮理書素読 小本 合衆国歴史会読	三河 吉田	慶応四年 (一八六八) 四月二日	松平刑部大輔	二二	嘉永二年(一八四九)四月二十七日 大正三年(一九二四)一月二二日	
肥田鉉次郎 (昭次郎作 玄次郎)	各科 小引書会読	武蔵 江戸	同右	江川太郎左衛門 肥田浜五郎厄介	二八	天保一三年(一八四二)一〇月 大正一〇年(一九二一)	
松田 晋斎	窮理書素読 万国歴史会読	伊予 松山	慶応元年 (一八六五) 四月	(松平隠岐守)			
永田 健助 (健之助)	地理書素読 万国歴史会読	武蔵 野中	明治元年 (一八六九)一月二八日 (一八六九)一月二〇日	清水民部大夫 徳川龜之助家来 腰山辰次郎 ㊦	二四	明治四二年(一九〇九)四月一三日	
馬場 辰猪	窮理書素読 地理書会読	土佐 高知	慶応二年 (一八六六) 五月二八日	(松平土佐守)	二〇	嘉永三年(一八五〇)五月一五日 明治二一年(一八八八)一月三日	
藤野 善蔵	地理書会読	越後 長岡	明治二年 (一八六九) 五月一九日	牧野 鋭橋	二四	明治二一年(一八八八)三月二日	
木村 且又 (一步)	文典並雜書素読 地理書会読	志摩 鳥羽	明治元年 (一八六九)一月二〇日 (一八六九)一月二二日	稲垣 次郎 橋爪 貫一 ㊦	二〇		

『芝新錢座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (一)

(一九五)

一三

久米 養輔 (惠得 弘行)	文典並雜書素読 文典会読	土佐 高知	慶応二年 (一八六六) 六月五日	(松平土佐守)	二〇	嘉永三年(一八五〇)
(海老名晋 四屋晋二郎)	文典会読	日向 延岡		内藤備後守内	二五	
森 春吉	文典並雜書素読	土佐 高知	慶応三年 (一八七〇) 一月四日	(松平土佐守)		
橋口 宗儀	文典並雜書素読	日向 佐土原	慶応二年 (一八六六) 四月九日			
片山淳之助 (介)	文典並雜書素読	丹後 田辺	慶応元年 (一八六五) 七月六日	(牧野河内守)		
浜野定四郎 (丑之助)	文典並雜書素読	豊前 中津	元治元年 (一八六四) 六月	(奥平大膳大夫)	二五	弘化二年(一八四五) 明治四二年(一九〇九)一月一四日
和田郁之允 (義郎 与四郎)	文典並雜書素読	紀伊 和歌山	慶応二年 (一八六六) 一月		三〇	天保一一年(一八四〇) 明治二五年(一八九二)
小杉恒太郎	文典並雜書素読	同右	同 年 (一八六七・一・三)	(紀伊中納言)		明治三七年(一九〇四)一月
荒井岩次郎	算術稽古					

明治二年八月童子局「日課」教授方一覽(図版G)

氏名(別称)	担当	出身	入社日	(主人)又は保証人	年令	生年及び没年
小泉 信吉	万国歴史素読	前出	前出	前出	前出	前出
海老名 晋	雑書素読	同右	同右	同右	同右	同右

明治二年八月汐留出張所「日課」教授方一覽(図版H)

氏名(別称)	担当	出身	入社日	(主人)又は保証人	年令	生年及び没年
福沢 諭吉	歴史並窮理書 素読及講義	前出			前出	前出
小幡篤次郎	同右	同右	前出	前出	同右	同右
永島貞次郎	同右	同右	同右	同右		
小泉 信吉	同右	同右	同右	同右	前出	前出

『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証(二)

安井哲之助	同右	武蔵 築地	慶応四年 (一八六八) 七月一五日	田安中納言 肥田鉉次郎 ⑩	二一 (二二)	
稻垣 (銀治 元民)	同右	同右	慶応三年 (一八六七) 六月五日	(牧野備前守)		
秋山恒太郎	文典素読	越後 長岡	明治二年 (一八六九) 六月一八日	牧野 鋭橋 秋山 左内 藤野 善蔵 ⑩		天保一〇年(一八三九) 五月 (天保三年或天保四年) 明治四四年(一九一一) 六月八日
小川 駒橋	同右	同右	慶応二年 (一八六七・一・三)	(紀伊中納言)	二六	弘化元年(一八四四)
吉川泰二郎 (次)	同右	紀伊 和歌山				明治二八年(一八九五) 一月二日
三輪留三郎	同右					
海老名 晋	地理書並雜書 素読	同右		同右	同右	
藤野 善蔵	同右	同右	同右	同右	同右	同右
肥田鉉次郎	同右	同右	同右	同右	同右	同右

明治二年八月 『慶応義塾之記』 所収の「日課」(附録一)

慶応四年の「日課」は「史学」第四十卷第一号昭和四二年七月刊に収めてある。比較参照。教員は一人の不明者を除いて、すべて塾の出身者か、現に学んでいるもので、二三を除き二十歳台の青年士族である。教科書は慶応三年の渡米の際購入してきた新舶来の米国中学の教科書類である。

- 日課
- 一 脩心論講義 福澤 諭吉
 - 一 萬國歴史會讀 第十時ヨリ
 - 一 經濟書會讀 夜第六時ヨリ
 - 一 佛國歴史會讀 第一時ヨリ
- 小幡篤次郎
小幡甚三郎

『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (一)

- 一 合衆國歴史會讀 第一時ヨリ 水嶋貞次郎
- 一 合衆國歴史會讀 第一時ヨリ
- 一 各科小引書會讀 第一時ヨリ 阿部 泰造
- 一 萬國歴史會讀 第一時ヨリ 小泉 信吉
- 一 同書會讀 第一時ヨリ 肥田鉉次郎
- 一 地理書會讀 第一時ヨリ 松田 晋齋
- 一 地理書會讀 第一時ヨリ 永田健之助
- 一 地理書會讀 第一時ヨリ 馬場 辰猪
- 一 地理書會讀 第一時ヨリ 藤野 善藏
- 一 地理書會讀 第一時ヨリ 木村 且又
- 一 文典會讀 第一時ヨリ 又米 養輔
- 一 合衆國歴史講義 第一時ヨリ 海老名 晋
- 一 經濟說畧素讀 第九時迄 小幡篤次郎
- 一 經濟說畧素讀 第九時迄 小幡甚三郎

一 算術精古
月曜日火曜日木曜日金曜日
第十二時迄

一 萬國歴史素讀
每朝第八時ヨリ第九時迄

一 地理書素讀
每朝第九時ヨリ第十時迄

一 文典并雜書素讀
每朝第九時ヨリ第十時迄

阿部 恭造
馬場 辰猪
松田 晋齊

永田健之助

木村 且又

森 春吉

久米 養輔

橋口 宗儀

片山淳之助

濱名定四郎

和田郁之允

小杉恒太郎

荒井岩次郎

第十時ヨリ

董下局

一 萬國歴史素讀
每朝第八時ヨリ第九時迄

小泉 信吉

一 雜書素讀
每朝第八時ヨリ第九時迄

出張所

一 歴史並窮理書素讀及講義
每朝第九時ヨリ第十一時迄

一 地理書並雜書素讀
每朝第九時ヨリ第十一時迄

一 文典素讀
每朝第九時ヨリ第十一時迄

一 會談及講義
第一時ヨリ

明治二年己巳八月

海老名 晋

福澤 諭吉

小幡篤次郎

永嶋貞次郎

小泉 信吉

肥田欽次郎

藤野 善藏

海老名 晋

三輪留三郎

吉川恭二郎

小川 駒橋

秋山恒太郎

稲垣 銀治

安井哲之助

不定

明治二
年八月 『慶応義塾新議』(附録二)

『慶応義塾之記』に次いで、古くて重要な資料である。汐留に出張所ができたについて書かれたものであるが、内容は当時の義塾の模様一般を知るに足る。

入社的心得・規則、学科、学習の順序・方法、授業料・学費、教科書とその価額などを知ることができる。

二種類あって、これは三年版か。受教の費が一両になっている。

『芝新銭座慶応義塾之記』に関する若干の考証 (二)

明治二
年八月 慶應義塾新議

慶應義塾新議

本年比春秋慶應義塾を開き、有志の輩四方より集り、數日を出て、塾舎百余人の定員既に満て、今年初夏の頃より、通ひに来學せんとせし人も、講堂の狭きゆへ、断り居まり由て、此度、又社中合せ汐留奥平候の屋鋪中、明きた。長屋と借用し、假令義塾出張の講堂と、生徒の人数を限り、教授の行届くだけ、勉て初學の人と導くと、是より日本國中の人、商工農士の差別あり、洋學志望する者、來り學ぶべし!

一 入社の式ハ金三兩と拂ふ
 一 受教の費ハ毎月金一兩ツ、拂ふ未だ?
 一 金と暮と金十匹ツ、納むべし
 但し金を納むる水引の用を
 一 此度出張の講堂ハ講書教授の場所のとして眠食の部屋より遠國より来り人ハ近所へ旅宿をべし隨分手軽に滞留をへき宿もろくべし
 一 社中と入るんとする者ハ芝新錢座慶應義塾へ来り當番の塾長と謀るべし
 一 義塾讀書の順序ハ大畧左の如し

社中ニ入り先づ西洋のいろはと覺へ理学初步
 欵又ハ文法書と讀む此間三月と費を
 三月終て地理書又ハ窮理書一冊と讀む此の間
 六月と費を
 六月終て歴史一冊と讀む此間又六月と費を
 右何れも素讀の教を受くべきなり大底洋書と讀む味も分り字引と用ひ先進の人へ不審を聞けバ銘々思々の書をも試し讀むべしむつあしき書の講義を聞ても随分其意味と鮮をべし先此れと獨學の手始とと且又會讀ハ入社後三四

月よて始むべきなり大ニ讀書の力以増すべし
 右の如く三月と六月と又六月よて一年三月分り決して此間と成學をもとふふハ何れも勿論人々の才不すも何れも大九のれよて中等の人物と經驗ハ所と記せしめたり獨見も出来翻訳も出来教授も出来次第と學問の上達をもと從ひ次第と學問ハ六ツよりくるべし
 一 真ニ成學ハたゞ者としてハ慶應義塾中一入るべし恐らくハ日本國中も洋學既ニ成るるべし人物ハ何れもすく唯深淺の別ありのみ

一 學費ハ物價の高下よ由て定ウ難しされども米の相場を一兩より一斗と見込ハ此割合とそれハ後令ひ塾中と居るも外と旅宿ととも一月金六兩よて月俸月金結髪入湯筆紙の料洗濯の賃等ても拂ふて不自由なりべし但し飲酒ハ一大忌事士君子なる者の禁とべきなりふれハ其入費と用意せまハ勿論なれども眞肉を喰えざれば人身滋養の趣旨ニ失り生涯の患を遺すべし何れもハ折々の魚類獸肉を用ひ度ものなり一月六兩よてハ連も肉食の沙汰ニ及ひ難し

一年百兩ありて十分あるべし

一 學業上達して義塾に入り教授の負ふ加ふる者
 は其職分の高下ニ應じ塾中の積金と以て多少
 ニ衣食の料を給ふべし生徒より受教の費を出
 さざればはふれ等の為あり

一 洋書の價は近來誠々下真なり且初學より各類
 の入用も少く大畧左の如し

理學初歩 價一分一朱
 義塾讀本文典 價一分
 和英辭書 價三兩二步

地理書 一部あり
 算理書 貳兩あり
 歴史 四兩あり

右より初學より一年半の間ハ不自由かゝ此外
 二價八九兩をとりて英辭書一部と所持せれば
 最もよし

明治二年 慶應義塾同社 誌
 己巳八月

『芝新錢座慶應義塾之記』に関する若干の考証 (二)